

学校における働き方改革
小清水町アクション・プラン

平成 3 1 年1月

小清水町教育委員会

はじめに

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校現場が直面する課題も多種多様であり、教員は様々な教育課題への対応を求められています。

平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、小学校で23.4パーセント、中学校で46.9パーセントの教員（主任教諭・教諭）が週60時間以上勤務しているという結果が出ており、当町においても同様の傾向があるものと認識しています。

教員が健康でやりがいを持って働くことができる環境を整え、子どもたちと向き合う時間を確保することは大変重要であり、教員の負担を軽減する取組の実行が求められています。

こうしたことから、小清水町教育委員会では、学校現場の業務改善に向けた取組に関して、平成30年3月に北海道教育委員会が作成した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に準じて、小清水町教育委員会と各学校が取り組んでいく必要がある事項を整理しました。

1. アクション・プランの性格

- (1) 本プランは、町内の学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定するものです。
- (2) 本プランは、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2. 取組の方向性

- (1) これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教員の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- (2) 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、北海道、町、更には家庭地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3. 教育委員会及び学校の役割

- (1) 町立学校における働き方改革を進めるための取組を実施する。
- (2) 町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を促すとともに、取組を行うための支援を行う。

- (3) 学校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進する。
- (4) 「時間外勤務」を意識した働き方改革を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。

4. アクション・プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定します。

尚、取組期間は平成30年度から32年度までの3年間とします。

1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全学校でゼロにする。

この目標を達成するため、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。

また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、平成32年度末に目指す指標】

- 1 部活動休養日を完全に実施（年間㊤（平日週1日52週＋週末1日52日）＋㊤学校閉庁日9日（㊤と㊤の重複分を除く。）部活動の割合 ……………100%
- 2 変形労働時間制を活用している学校の割合 ……………100%
- 3 定時退勤日を年2回以上実施している学校の割合 ……………100%

5. 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながります。

子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならないことから、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、理解と協力を得るためにも、学校における業務改善や働き方改革についての普及啓発に努めます。

6. 具体的な取組

各学校は、学校の実情を踏まえた上で、優先順位を決めて次の取組を行います。

アクション1

本来担うべき業務に専念できる環境の整備

1. 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

(1) 現在の取組

- ・小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を通して、すべての子どもの可能性を最大限に伸ばす教育を展開することを目的に、小学校・中学校が連携協力し、学力向上を中心とした子供たちの健やかな成長を促すために、小学校・中学校ともに習熟度別学習を推進しております。小学校では算数科、中学校では数学科と英語科、また、英語科は小中乗り入れ授業を展開しており、小学校算数加配、中学校数学・英語加配を道教委より受け配置しています。
- ・教職員が児童と向き合う時間を確保するために小学校に町費教職員を配置しています。
- ・特別な支援が必要な児童生徒の生活支援のため、特別支援教育支援員を小学校及び中学校に配置しています。

(2) 今後の検討課題

- ・道教委の加配教職員制度を最大限利用して、教職員の増員に努めます。
- ・教職員が生徒と向き合う時間を確保するために中学校にも町費教職員を配置していきます。
- ・特別支援教育支援員や学習支援員の必要数の確保を目指し、人材の発掘に努めます。
- ・様々な生徒指導上の課題等に対応するため、関係機関と連携して児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを必要に応じて道教委に派遣を要請し配置していきます。

2. ICTの活用や校務支援システムの活用促進

(1) 現在の取組

- ・全教職員に一人1台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化を図っています。
- ・実物投影機を各学級に、タブレット端末は特別支援学級に、電子黒板は各校に1台配置しています。
- ・校務支援システムを導入し、教職員の事務負担の軽減を図っています。

(2) 今後の検討課題

- ・校務支援システムを活用した勤務時間を把握できる、システムの導入環境の整備に努めます。

3. 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

(1) 現在の取組

- ・小清水小学校及び小清水中学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりに取り組んでいきます。

(2) 今後の検討課題

- ・効果的な学校運営協議会活動により、地域による活発な学校支援活動の展開を目指します。

アクション2 部活動指導にかかわる負担の軽減

1. 部活動休養日等の完全実施

(1) 現在の取組

①部活動休養日

- ・学期中は、毎週2日以上部活動休業日を設定しています。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする）
- ・学校閉庁日は部活動休養日としています。（9日間以上設定）
- ・上記を基本に休養日を実施します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{週1日52日} + \text{週末1日52日} + \text{学校閉庁日9日} = 113日 \\ \text{ただし、閉庁日との重複分は除く。} \end{array} \right]$$

※1 大会等の前でやむを得ず活動を行う場合は、代替の休養日を設ける。

※2 大会等とは、中体連、新人戦、コンクールに限る。

②部活動の活動時間

- ・平日は2時間程度で終了します。
- ・土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、3時間程度で終了します。
- ・大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合は、児童生徒の健康・安全に配慮した時間設定で行います。

(2) 今後の検討課題

- ・スポーツ庁が策定したガイドラインを踏まえ、成長期にある生徒がバランスのとれた生活ができるよう上記の最低基準となる休養日や活動時間の設定が常態化しないように取り組みます。

2. 外部指導者の活用

(1) 現在の取組

- ・部活動の充実と技術指導面や精神面における教員の負担軽減を図るため、一部の部活動及び特設部において外部指導者の協力を得ています。

(2) 今後の検討課題

- ・全ての部活動において外部指導者の協力が得られないか検討するとともに、人材の確保に努めます。
- ・各種大会や練習試合等への生徒引率も可能となる、部活動指導員の配置を検討します。

3. 複数顧問の効果的な活用

(1) 現在の取組

- ・一人の教員に過度の負担がかからないよう、複数の顧問を配置しています。

(2) 今後の検討課題

- ・少人数の部があること及び新たな部の設置要望があることから、限られた教員数の中で部活動を行うためには、部の再編も視野に入れた検討が必要です。

アクション3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営

1. ワークライフバランスを意識した働き方改革の推進

(1) 現在の取組

- ・管理職や教員に対して、勤務時間を意識した働き方について啓発しています。

(2) 今後の検討課題

- ・月2回以上の「定時退勤日」を設定します。
- ・年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」を設定します。

2. 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

(1) 現在の取組

- ・働き方改革に向けた取組状況を管理職の人事評価に反映することとし、各学校における教員の意識改革の促進を図っています。

(2) 今後の検討課題

- ・ 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員に対して、管理職が当該職員と業務全般について協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めることとします。

3. 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

(1) 現在の取組

- ・ 夏季休業期間においては、8月の週休日及び休日を除き、2～3日間設定することを基本としています。
- ・ 冬季休業期間においては、教職員の年末年始の休日は学校閉庁日とし、これ以外の勤務日においても設定できることとしています。
- ・ 夏季休業期間及び冬季休業期間を合わせて年間9日間以上設定することとしています。
- ・ 服務上の取扱等は、年休、夏休、勤務の振替等とし、休暇取得を強制しないこと、出勤も可とするが、開錠・施錠は出勤する者が行うこととしています。
- ・ 学校閉庁日は部活動休養日としています。

(2) 今後の検討課題

- ・ 夏季休業期間においては、現在2～3日間の設定としていますが、今後は連続した3日間以上の設定とし、教職員の連続した休暇の取得を促進します。

4. 勤務時間を客観的に把握する仕組みの構築

(1) 現在の取組

- ・ 教職員による退勤時刻の記録等により勤務時間の把握に努めています。

(2) 今後の検討課題

- ・ 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築に努めます。

5. 管理職のマネジメント研修等の実施

(1) 現在の取組

- ・ 学校長会議等を通じ、管理職から教員に対して勤務時間を意識するよう促し、各学校での時間外勤務縮減に向けた取組を促進しています。

(2) 今後の検討課題

- ・ 道教委等が実施する、各種管理職員研修への参加を促し、組織管理や時間管理、健康安全管理等のマネジメント研修を通じて、意識改革と実践力の向上を図ります。

6. 事務機能の強化・業務の効率化

(1) 現在の取組

- ・ 教員と事務職員との連携により、効率的な事務処理を行っています。

(2) 今後の検討課題

- ・教員及び事務職員の業務内容の見直しを行うとともに、一層連携を推進して事務機能の強化と業務の効率化を図ります。
- ・コミュニティ・スクール制度を活用し、地域や保護者の協力による負担の軽減を図ります。

アクション4 教育委員会による学校サポート体制の充実

1. 調査業務等の見直し

(1) 現在の取組

- ・教育局等から発出された文書類（電子データ）を、そのまま各学校へ送信しています。
- ・町教委独自の学校への調査は、必要最小限としています。

(2) 今後の検討課題

- ・学校に送信する文書類（電子データ）を精査し、縮減に努めます。
- ・文書類の発出は、緊急のものを除き勤務時間内に送信するよう努めます。
- ・各種団体等から学校に対する行事への参加や作品の応募依頼等については、学校現場の負担の軽減に向けて、各種団体等の理解促進に努めます。

2. 勤務時間等に関する各制度の利用の徹底

(1) 現在の取組

- ・週休日の振替や変形労働時間制度、勤務時間のスライド等の制度について、全て道立学校に準じて実施しています。

(2) 今後の取組課題

- ・現在の取組を継続するとともに、今後も道立学校に準じた制度改善に取り組みます。

3. メンタルヘルス対策の推進

- ・学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、職員数に関わらず町内全ての学校においてメンタルヘルスチェックを実施します。

4. 学校職員を対象とするハラスメント相談窓口の設置

- ・学校職員を対象としたセクシャル・ハラスメントや妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントについて、職員からの相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備として生涯学習課学校教育係に相談窓口を設置しています。

5. トラブル等に直面した際のサポート

(1) 現在の取組

- ・生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案等は、教育委員会配置の教育支援専門員が学校に対する指導、助言を行うほか、必要に応じて直接保護者や児童生徒の対応を行っています。

(2) 今後の取組課題

- ・現状の体制で解決できないような事案が発生する可能性もあることから、心理的、福祉的、法的側面など、専門的な見地から助言や支援を行うための体制づくりの検討が必要です。

6. 保護者や地域住民等の理解を得るための取組の促進

(1) 現在の取組

- ・毎月発行する学校だよりを校区内全戸に配布し、学校教育活動の状況を周知しています。
- ・「部活動休養日」及び「学校閉庁日」の設定について、保護者に周知し理解を得ています。

(2) 今後の検討課題

- ・教員の時間外勤務縮減の取組に対する保護者、地域住民の理解促進を図ります。

おわりに

教員の長時間勤務の実態は看過できない状況であり、教育の質の確保のためにも、保護者や地域を含め、子どもたちの教育に携わる全ての関係者がこうした実態を理解し、学校における働き方改革に向けて取り組むことが求められています。

小清水町教育委員会といたしましては、本プランで整理した事項のうち、できることは直ちに行うほか、検討が必要なことについては、関係部署等と協議のうえ、実施に向けて努力いたします。また、今後も必要に応じて、学校現場の業務改善に向けた取組を推進します。